

長崎県病害虫総合防除計画

令和5年

— (2023) —

令和5年6月

目次

～はじめに～	1
1. 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項	2
(1) 長崎県病虫害総合防除計画の趣旨	2
(2) 長崎県病虫害総合防除計画策定の基本指針	2
(3) 発生予察情報の活用に関する基本方針	3
2. 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容	4
(別表) 対象品目と対象有害動植物一覧	5
【総論】	7
【普通作物】	8
【野菜】	21
【花き】	39
【果樹】	42
【茶】	48
3. 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項	51
(1) 指定有害動植物のうち有害動物	51
(2) 指定有害動植物のうち有害植物	53
(3) 異常発生時の実施体制	55
4. 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町及び農業者の組織する団体 その他の農業に関する団体との連携に関する事項	56
(1) 実施体制	56
(2) 各機関の役割	56
5. 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合 における駆除又はまん延の防止に関し農業者が遵守すべき事項（遵守事項）	58
6. その他必要な事項	60
(1) 総合防除計画の改訂	60
(2) 特別栽培及び有機農業栽培者への配慮	60

長崎県病害虫総合防除計画

令和5年

— (2023) —

～はじめに～

地球温暖化等の気候変動や人や物の移動増加に伴い、近年、長崎県では未発生であった病害虫や、国内未発生 of 病害虫の侵入が度々確認されております。また、従来から発生していた病害虫についても、薬剤抵抗性を有する病害虫も確認され、植物防疫を取り巻く環境は厳しい状況となっております。

これまで、長崎県では、耕種的、生物的、物理的防除法を組み合わせた総合的な防除を推進するに当たり、「病害虫防除基準・雑草防除基準」を策定してきたところです。

今般、植物防疫法が改正されたことに伴い、農林水産省が定めた指定有害動植物における総合防除を推進するために、新たに「長崎県病害虫総合防除計画」を策定することいたしました。

本計画の活用のもと、農業者と市町、農協、県等の関係機関が地域ごとに更には県全体で一丸となって、農作物の生産安定化を図るための防疫体制を整備し、対策を強化してまいります。

令和5年6月

長崎県農林部長 綾香 直芳

1. 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項

(1) 長崎県病害虫総合防除計画の趣旨

「長崎県病害虫総合防除計画」（以下「総合防除計画」という。）は、農林水産省が定めた「指定有害動植物（※1）の総合防除（※2）を推進するための基本的な指針（以下、「総合防除基本指針」という。）」に基づき、植物防疫法（昭和25年法律第151号、以下「法」という。）第22条の3に基づき、長崎県が策定する計画である。

※1 指定有害動植物の定義

指定有害動植物とは、法第22条第1項において、「有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。」とされている。

※2 総合防除の定義

総合防除とは、法第22条第2項において、「有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。」とされている。

(2) 長崎県病害虫総合防除計画策定の基本方針

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として令和3年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」において、「2050年までに、化学農薬使用量（リスク換算量）の50%低減を目指す。」ことが目標の1つとして掲げられた。

長崎県においても、「みどりの食料システム戦略」で掲げられた目標に向かい、無人航空機等を用いたスマート防除技術体系の活用や、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立と普及を推進する。

長崎県病害虫総合防除計画で策定する品目と指定有害動植物の選定基準に当たっては、「総合防除基本指針」第2の1を考慮し、下記のとおりとする。

- ① 法第23条に基づき実施する発生予察事業で定められた品目毎の発生予察対象の指定有害動植物を基本とし登録する。（国から指定された予察品目と対象指定有害動植物）
- ② 法第23条に基づき実施する発生予察事業で県が選択した品目の発生予察対象の指定有害動植物を任意で登録する。（県で選択した予察品目（水稲・麦・大豆・茶）と対象指定有害動植物）
- ③ 法第23条に基づき実施する発生予察事業において、発生予察対象外の指定有害動植物を任意で登録する。（いね：スクミリンゴガイ、かんきつ：ミカンサビダニ、かんきつ：ミカンバエ、なし：ニセナシサビダニ、ばら科植物：クビアカツヤカミキリ、えんどう：萎ちょう病、なす科植物：ナスミバエ、かんしょ：基腐病、ばれいしょ：ジャガイモシストセンチュウの9種類）
- ④ 地域における振興作物等、重要性の程度を勘案した品目の指定有害動植物を任意で登録する。（①～③以外、なし、うめ、おうとう、かき、キウイフルーツ、ぶどう、もも、りんご、なす、ねぎ、はす、ピーマン、ほうれんそう、かんしょ、さといも、ながいも、さとうきび、てんさいの指定有害動植物）
- ⑤ 上記①～④で選定した品目の中で、特に県で防除指導が必要な指定外の有害動植物を任意で登録する。

以上で選定した品目と指定有害動植物毎に総合防除の内容を記載する。また、異常発生時防除の内容と遵守事項（※3）についても、本県の実情に沿う形で内容を記載する。

なお、長崎県病害虫総合防除計画の策定に係る決定については、「病害虫防除基準及び雑草防除基準（以下、「防除基準」という。）」と同様に農林業技術協議会の審議を経て、農林業技術連絡会議において決定するものとする。

※3 遵守事項の定義

遵守事項とは、法第22条の3第3項において、「指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項」とされている。

(3) 発生予察情報の活用に関する基本方針

発生予察事業は、法第23条第1項において、「有害動植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業」とされている。

病害虫による被害の軽減に向けては、有害動植物の発生状況を把握し、状況に応じた防除対策を講じる必要があることから、長崎県病害虫防除所（以下「病害虫防除所」という。）が発出する各種発生予察情報を活用することが重要である。各種発生予察情報は次のとおりである。

<発生予報>

病害虫の発生予測及び防除情報を定期的（毎月15日頃）に発表

<技術情報>

すぐに防除の必要はないが、注目すべき病害虫の生態、生息状況等を説明する情報

<防除情報>

注意報ほどではないが、平年より発生が多く注意が必要な場合に発表

<注意報>

警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要が認められる場合に発表

<警報>

重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表

<特殊報>

新たな病害虫を発見した場合及び重要な病害虫の発消長に特異な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表

◎参考

病害虫防除所のホームページ（<http://www.jppn.ne.jp/nagasaki/>）



なお、平時より病害虫が発生しにくい生産条件を整備することも併せて実施し、「予防」と「予察」に重点を置いた総合防除を実施していく。

(4) 農薬の適正使用に関する基本方針

農薬の適正使用に当たっては、「防除基準」P3～P10に記載した事項を遵守の上、病害虫防除を実施することとし、(2)で上述したとおり、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立と普及を推進するものとする。

2. 指定有害動植物の総合防除の内容

本項は、「総合防除計画」1の(2)に基づき選択した品目及び指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容を記載することとする。指定有害動植物の総合防除は、「総合防除基本指針」第2の1に基づき、

- (1) 土壌診断に基づく施肥管理や健全な種苗の使用、農作物の残さの除去等、指定有害動植物の発生及び増加の抑制のために行う予防に関する措置の実施（予防）
- (2) 発生予察情報の活用や、ほ場の見回り等農業者自らが指定有害動植物の発生状況の観察等を行うことによる、防除に関する措置の要否及びその実施時期の適切な判断（判断）
- (3) 指定有害動植物の発生状況等を踏まえて防除が必要と判断した場合に、当該指定有害動植物の駆除又はまん延を防止するために行う防除に関する措置の実施（防除）

の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施されるものとする。

なお、「総合防除計画」の対象品目と対象有害動植物の一覧については、P5～P6のとおりとし、対象有害動植物ごとの総合防除の詳細については、P7～P50のとおりとする。

対象品目と対象有害動植物の一覧

品目	選択品目	対象有害動植物	
対象植物を定め ないもの		有害動物（6種類）	有害植物（0種類）
		オオタバコガ、果樹カメムシ類、コナガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ、ヨトウガ	
水稲 (いね)	△	有害動物（10種類）	有害植物（9種類）
		イネミズゾウムシ、コブノメイガ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウンカ、フタオビコヤガ、スクミリングガイ	稲こうじ病菌、いもち病菌、ごま葉枯病菌、縞葉枯病ウイルス、白葉枯病菌、苗立枯病菌、ばか苗病菌、もみ枯細菌病菌、紋枯病菌
麦	△	有害動物（0種類）	有害植物（3種類）
			赤かび病菌、うどんこ病菌、さび病菌類
大豆	△	有害動物（4種類）	有害植物（1種類）
		アブラムシ類、吸実性カメムシ類、フタスジヒメハムシ、マメシンクイガ	紫斑病菌
ばれい しょ	○	有害動物（2種類）	有害植物（1種類）
		アブラムシ類、ジャガイモシストセンチュウ	疫病菌
きゅうり	○	有害動物（4種類）	有害植物（6種類）
		アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類	うどんこ病菌、褐斑病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、斑点細菌病菌、べと病菌
すいか	○	有害動物（1種類）	有害植物（0種類）
		アブラムシ類	
トマト	○	有害動物（3種類）	有害植物（6種類）
		アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類	うどんこ病菌、疫病菌、黄化葉巻病ウイルス、すすかび病菌、灰色かび病菌、葉かび病菌
いちご	○	有害動物（4種類）	有害植物（3種類）
		アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類	うどんこ病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌
はくさい	○	有害動物（1種類）	有害植物（0種類）
		アブラムシ類	
だいこん	○	有害動物（1種類）	有害植物（0種類）
		アブラムシ類	
キャベツ	○	有害動物（2種類）	有害植物（2種類）
		アブラムシ類、モンシロチョウ	菌核病菌、黒腐病菌
レタス	○	有害動物（1種類）	有害植物（2種類）
		アブラムシ類	菌核病菌、灰色かび病菌
たまねぎ	○	有害動物（1種類）	有害植物（2種類）
		アザミウマ類	白色疫病菌、べと病菌
にんじん	○	有害動物（0種類）	有害植物（1種類）
			黒葉枯病菌
アスパラ ガス	○	有害動物（1種類）	有害植物（0種類）
		アザミウマ類	
きく	○	有害動物（3種類）	有害植物（1種類）
		アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類	白さび病菌
かんきつ	○	有害動物（4種類）	有害植物（3種類）
		アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、ミカンサビダニ	かいよう病菌、黒点病菌、そうか病菌

品目	選択品目	対象有害動植物	
なし	△	有害動物（6種類）	有害植物（2種類）
		アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ハダニ類、ハマキムシ類、ニセナシダビダニ	赤星病菌、黒星病菌
茶	△	有害動物（7種類）	有害植物（1種類）
		アザミウマ類、カイガラムシ類、チャトゲコナジラミ、チャノホソガ、チャノミドリヒメヨコバイ、ハダニ類、ハマキムシ類	炭疽病菌

<選択品目>

○：法第23条に基づき実施する発生予察事業で定められた品目

△：法第23条に基づき実施する発生予察事業で県が選択した品目及びその品目の重要性の程度を勘案した品目

対象有害動植物ごとの総合防除の詳細

【総論】

- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥管理、堆肥や緑肥等の活用による土作り、ほ場の排水性改善、土壌や培地の消毒、健全な種苗や抵抗性品種の使用、有害動植物の発生源（雑草、作物残さ等）の除去、輪作・間作・混作、防虫ネットや粘着シート等の設置等により、有害動植物が発生しにくい生産条件を整備する。
- ・ ほ場内を見回り、又は必要に応じて粘着シートやフェロモントラップ等を設置し、有害動植物の発生や被害状況を把握するとともに、長崎県が発表する発生予察情報や過去の有害動植物の発生動向、作物の生育状況や気象予報等を踏まえて、防除の要否及び防除時期を判断する。
- ・ 防除に当たっては、化学農薬のみに依存せず、有害動植物の発生部位や発生株を適切に除去及び処分するとともに、天敵等の生物農薬や天然物質由来の農薬を含めた、多様な防除方法を活用する。
- ・ 作物の生育及び有害動植物の発生状況に合わせ、有害動植物の被害を確実に抑えながら、薬剤の散布量が最小限となるよう、使用基準（希釈倍数、使用液量、使用時期等）に従って農薬を適正に使用する。
- ・ 農薬散布を実施する場合には、飛散しにくい剤型や散布ノズルの使用、緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置等、適切な飛散防止措置を講じる。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、個々の薬剤の効果特性を理解し、土着天敵や訪花昆虫に影響の少ない薬剤や選択性のある薬剤の使用により、土着天敵や訪花昆虫の活動を妨げないように努める。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性又は薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
- ・ 農薬散布後は散布器具、タンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水は適切に処理し、河川等に流入しないようにする。
- ・ 各農作業の実施日、有害動植物の発生状況、栽培管理状況、使用した薬剤農薬の名称、使用時期、使用量、散布方法等を作業日誌として記録する。
- ・ 長崎県や農業者団体等が開催する有害動植物の総合防除に関する研修会、農薬の適正使用に関する研修会等に参加する。

【普通作物】

【一般事項】 水稲（いね）

（予防に関する措置）
<ul style="list-style-type: none">・ けい畔、農道及び休耕田の除草等を行い、越冬している有害動植物を駆除することにより、有害動植物の密度低下を図る。・ けい畔の整備、あぜ塗り等により漏水を防止し、農薬の効果低減の防止及び水質汚濁の防止を図る。・ 翌年の多年生雑草の発生を抑制するため、収穫後は早期に耕起する。・ 土壌診断を行い、適正な施肥管理を行う。・ ケイ酸質肥料の施用により、植物体を固くする。・ 常発する有害動植物に対して、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を使用する。・ 種子の更新等により、無病種子を使用する。・ 塩水選により、健全な種もみを選別する。・ 種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。・ 品種の特性に応じた適正な種量、育苗施肥量等を守り、健全な苗の育成に努める。・ 平年の有害動植物の発生状況や発生予察情報を基に、必要に応じて育苗箱処理剤を施用する。・ 有害植物の発生が認められた苗を速やかに処分する。・ 代かきを丁寧に行い、田面を均平にする。・ 健全な苗を選抜し、移植する。・ 品種に応じた適切な密度又は本数で移植する。・ 発病が認められた苗を、採種ほ場の周辺に移植しない。
（判断に関する措置）
<ul style="list-style-type: none">・ 主要病害虫の防除に当たっては発生予察情報に基づく適期防除を基本とし、要防除密度を考慮して過剰な農薬の使用を避けるとともに、生産性の向上を図る。・ 農薬の散布に当たっては、人体危害防止に万全を尽くすとともに、薬剤の特性に留意し、飛散し難い剤型を使用するなど、水産動植物や周辺環境への被害を防止する。
（防除に関する措置）
<ul style="list-style-type: none">・ 県の要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。

品目	指定有害動植物名	総合防除の内容
水稲 (いね)	イネミズゾウムシ	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・早期水稲及び普通期早植水稲に発生する機会が多いので、この地帯では、特に水田周辺のネザサ、チガヤ、ススキ等イネ科雑草の食害に注意し、早期発見に努める。 ・田植えは成虫飛来時期を避けるためできるだけ遅らせ、また、一斉に行って飛来成虫の密度を分散させて、被害の軽減を図る。 ・根腐れは幼虫による被害を助長するので、健苗を育成するとともに、深水を避け、根の健全な発育に努める。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・要防除密度は、越冬成虫密度が株当たり0.5頭程度である。 ・育苗箱施薬は、既発生地や発生が懸念される地域の機械移植栽培で行う。また、発生が多い場合は本田との体系処理を行う。 ・本田での薬剤散布は、飛来成虫の発生密度が高い時、田植後新規発生がみられた時などに実施する。 ・水面施薬を行う場合は、既発生地の成苗移植田や田植後新規発生がみられた時には移植後1～2週間後に、箱施薬後に飛来成虫の密度が高い時には移植後2～3週間後に、実施する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
コブノメ イガ		(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・発生源は海外からの飛来虫が主体となる。飛来時期、飛来量には年次変動があるが、飛来時期が早く、飛来量が多い年は多発する。 ・発生量は世代の経過と共に増加するが、収量に最も影響を与えるのは上位葉を加害する世代で、その発生時期は、早期水稲では6～7月、普通期水稲では8～9月であり、防除対象となる。 ・6～7月には早期水稲、早植え水稲で被害が見られ、8～9月には晩植え、中晩生種で被害が出やすい。特に9月以降の被害は窒素過多田、晩植え田などで発生しやすい。 ・本田の見回りや病害虫防除所の予察情報等により、防除適期に薬剤散布を行う。
		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。 ・海外飛来性害虫については、飛来状況を十分勘案のうえ、定着増殖を最小限に抑えるよう、的確な防除対策を講じる。

セジロウ ンカ	(予防に関する措置)
	・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。
	(判断に関する措置)
	・本種は梅雨期（6～7月）に海外から飛来する。防除は飛来次世代の幼虫を対象とし、幼虫の出揃期を狙って防除するが、飛来量が多い場合には飛来成虫の集結産卵期の防除を行う。 ・飛来成虫の要防除密度はイネの生育時期によっても異なるが、株当たり5～10頭とされている。第2世代以降の密度は極端に減少し防除の必要はない。
	(防除に関する措置)
	・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・海外飛来性害虫については、飛来状況を十分勘案のうえ、定着増殖を最小限に抑えるよう、的確な防除対策を講じる。
	(予防に関する措置)
	・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への本指定有害動植物の侵入を防ぐ。 ・けい畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株を粉碎し、ゆっくり深く耕起し、十分にすき込む。
ツマグロ ヨコバイ	(判断に関する措置)
	・本種第1世代の発生は6月ごろであり、育苗箱や移植直後の本田に飛来するので、育苗期から本田中期の侵入防止を目的とした防除が肝要である。
	(防除に関する措置)
	・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。 ・萎縮病を媒介するツマグロヨコバイに対しては、抵抗性発現の実態を踏まえた薬剤の選択が重要である。
トビロ ウシカ	(予防に関する措置)
	・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・密植や過繁茂とならないよう、栽植密度（植付け本数及び植付け間隔）を調整する。 ・水管理について、数日間隔で湛水及び落水を繰り返す。
	(判断に関する措置)
	・本種は初期密度が低く、8月中旬ごろより漸次増殖し出穂後に集団で加害するが、その増殖源は7月末～8月上旬にかけて出現する第2世代短翅型雌成虫であり、100株当たり20頭が要防除水準である。 ・出穂期以降は株あたり1頭以上の生息で次世代幼虫による坪枯れが発生する。 ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、本指定有害動植物の発生動向に留意する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、薬剤抵抗性が確認されている薬剤を使用しない。 ・坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早めて、倒伏等の被害が拡大しないよう努める。
	(防除に関する措置)
	・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が株元まで十分届くよう、丁寧に散布する。 ・海外飛来性害虫については、飛来状況を十分勘案のうえ、定着増殖を最小限に抑えるよう、的確な防除対策を講じる。

ニカメイ ガ	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株や被害わらをすき込む。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、第1世代を対象として薬剤散布等を実施する。
	(防除に関する措置)
—	
斑点米カ メムシ類	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・出穂2週間前までに、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 ・けい畔にグラウンドカバープランツ（センチピードグラスなど）を植栽することにより、いね科雑草の減少を図る。 ・水田内のノビエやイヌホタルイを除草する。 ・近隣地域のほ場における収穫後に、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ホソハリカメムシ、クモヘリカメムシ、シラホシカメムシ、アカスジカスミカメ、ミナミアオカメムシ、イネカメムシ、その他数種が加害する。 ・多くの種が、夕方から水田に侵入するので、夕刻に防除するのが望ましい。 ・湛水状態で防除することで、株元に落ちた個体の溺死により防除効果の向上を図る。
	(防除に関する措置)
<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、出穂期から適期に薬剤散布等を実施する。 	
ヒメトビ ウシカ	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・けい畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への本指定有害動植物の侵入を防ぐ。 ・縞葉枯病感受性品種を使用する場合には、本指定有害動植物のほ場への飛込み時期の移植を避ける。 ・再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。 ・冬季に、本指定有害動植物の越冬場所となる、けい畔、農道及び休耕田のいね科雑草を除草する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植直後から本指定有害動植物の発生動向に留意する。 ・縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
	(防除に関する措置)
<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 	
フタオビ コヤガ	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・収穫後の稲わらを適切に処分し、蛹を死滅させる。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。 ・6月及び8月下旬ごろの蛾の灯火飛来状況に注意するとともに、出穂期ごろには稲株を手で叩いて幼虫の早期発見に努める。
	(防除に関する措置)
—	

スクミリンゴガイ	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苗の移植前（春季）又は収穫後（秋季）に石灰窒素を施用する。 ・ 冬季に耕起を実施する。 ・ 冬季に水路の泥上げを実施する。 ・ 水路を介した侵入及びまん延を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。 ・ 食害を受けにくい中苗又は成苗を移植する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2～45℃の水温域で生存し、生育適温は25～26℃である。22℃以下では生育が停滞する。17℃以上で摂食行動が見られ、17℃以下の水中では仮死状態を呈する。 ・ 幼苗を好んで摂食するが、食物が不足すると成苗でも食害する。被害は移植後3週間位までに限られる。 ・ 殻高の高い貝ほど摂取量が多く、被害が大きいが、殻高1cm以下の幼貝では被害は非常に少ない。
稲こうじ病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田畑輪換を実施し、土壌中の伝染源の減少を図る。 ・ 無病ほ場から採種する。 ・ 転炉スラグ又は生石灰を土壌に施用・混和する。 ・ 適正施肥により窒素過多や窒素の遅効を避ける。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌伝染するので、前年多発したほ場では必要に応じて本田期の防除を実施する。
いもち病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 穂いもちの発生ほ場では、自家採種を行わない。 ・ 抵抗性品種を使用する。 ・ 無病種子を使用する。 ・ 塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・ 種もみを種子消毒（薬剤処理等）する。 ・ 補植用の取置苗は本指定有害動植物の発生源となることから、早期に除去する。（葉いもち） ・ 山間部では、冷水かんがいにならないよう留意する。 ・ 本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・ 採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。
いもち病菌	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病株を抜き取る。（苗いもち） ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。（葉いもち及び穂いもち）

ごま葉枯 病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・堆肥等の有機質肥料や土壌改良資材を施用する。 ・深耕や客土により土壌改良に努める。 ・窒素質肥料の分施とともに、硫酸根肥料の連用を避ける。 ・根腐れを起こさないよう、水管理に留意する。 ・被害わらをほ場周辺に放置せず、適切に処分する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
縞葉枯病 ウイルス	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・けい畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への本指定有害動植物の侵入を防ぐ。 ・縞葉枯病感受性品種を使用する場合には、本指定有害動植物のほ場への飛込み時期の移植を避ける。 ・再生株が伝染源として越冬することになることから、収穫後は速やかに耕起する。 ・冬季に、本指定有害動植物の越冬場所となる、けい畔、農道及び休耕田のいね科雑草を除草する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植直後から本指定有害動植物の発生動向に留意する。 ・縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
白葉枯病 菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・排水路の整備により、浸冠水及び深水を避ける。 ・露があるときには、発生ほ場内に入らない。 ・冬季に、本指定有害動植物の越冬源となるけい畔、水路等の雑草を除草する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・常発地域及びほ場では、浸冠水や台風の直後に薬剤散布を実施する。
白葉枯病 菌	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

苗立枯病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物に汚染された床土を使用しない。 ・前年と同じ育苗箱を用いる場合には、使用前に消毒する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・育苗期間中の温度及び土壌水分を適切に管理する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生が認められた育苗箱は健全な苗から隔離して処分する。 ・健全な苗を用いて田植えを行う。
ばか苗病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（薬剤処理又は温湯浸漬及び微生物農薬による浸漬処理）する。 ・育苗箱等の農業用資材を消毒する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗時に発病株を抜き取る。
もみ枯細菌病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・無病ほ場から採種する。 ・育苗においては、有機質含量の高い軽量培土を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・高温下での育苗管理を避ける。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・出穂期以降に最低気温23℃以上が継続し、出穂から開花期に降雨がある場合に多発するので、特に早期水稲では注意する。
もみ枯細菌病菌	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

紋枯病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次伝染源は前年病斑上に形成されほ場に落ちた菌核なので、代かき後にけい畔沿い等の田面の浮遊物を除去する。 ・ けい畔、水路等の雑草を除草する。 ・ 高温高湿度により病勢進展が助長されるため、過繁茂にならないよう留意する。 ・ 前年に多発したほ場など被害が懸念されるほ場では、効果のある薬剤による育苗箱施用を行う。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季の高温多湿により病勢進展が助長されるので、被害が懸念されるほ場は出穂2週間前を目安に薬剤散布を行う。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。

【一般事項】 麦

(予防に関する措置)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 黒穂病・斑葉病など種子伝染性病害が栽培地帯・品種によっては増加しているため、種子消毒の徹底を図る。 ・ 赤かび病は穀実の品質・収量に及ぼす影響が極めて大きいので、防除対策に重点を置く。 ・ オオムギ縞萎縮病の発生地域においては、耐病性品種の導入・小麦への転換等による防除を推進する。 ・ シロトビムシ類の被害防止のため、早まき・芽出しまきを実施する。 ・ 窒素過多を避ける。 		
(判断に関する措置)		
—		
(防除に関する措置)		
—		
品目	指定有害動植物名	総合防除の内容
麦	赤かび病菌	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐病性品種を選ぶ。 ・ 種子を塩水選する。 ・ 収穫後は十分乾燥させる。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、適期の薬剤散布等を実施する。 ・ 降雨等の天候不順が続く場合には、追加の薬剤散布を実施する。
		(防除に関する措置)
		—
	うどんこ病菌	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 適期には種する。 ・ 厚まきにならないようにする。 ・ 病麦わらは伝染源となるので、ほ場やその近辺に放置しない。 ・ 追肥の時期や量を適正にする。 ・ 抵抗性品種を使用する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努める。
		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤散布を実施する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
さび病菌類	(予防に関する措置)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適期には種する。 ・ 肥料は窒素に偏らずリン酸や加里を十分施用する。 ・ 堆肥をなるべく施用する。 ・ 夏秋に本病の発生したこぼれ麦は伝染源となるので、抜き取るか薬剤散布を実施する。 ・ 追肥の時期や量を適正にする。 	
	(判断に関する措置)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、防除適期や薬剤散布等の要否を判断する。 	
	(防除に関する措置)	
	—	

【一般事項】豆類

(予防に関する措置)			
<ul style="list-style-type: none"> ・種子伝染性病害対策が重要なので、種子更新及び良質種子の選定を推進する。 ・種子消毒の徹底を図る。 ・は種・発芽時の鳥害を防止し、株数の確保を図る。 ・輪作又は田畑輪換を行う。特に、土壌伝染性の有害植物が発生したほ場での連作は行わない。 ・トラクター等の農機具の清掃を徹底する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、有害動物の密度を低下させる。 ・タネバエ及び雑草対策として完熟堆肥を用い、未熟な堆肥や有機質肥料の使用を避ける。 ・適正な栽植密度では種する。また、は種後の鳥害回避のため、できるだけ大きな面積で一斉には種する。 ・雑草の発生状況を確認し、中耕及び培土を適期に適正な回数行う。 ・栽培終了後、作物残さを集めてほ場外で適切に処分する。または、トラクター等により深くすき込みを行う。 			
(判断に関する措置)			
<ul style="list-style-type: none"> ・除草剤の選択に当たっては、栽培方法に準じた適切な除草剤を選定し、発生状況に応じて適切に散布する。 			
(防除に関する措置)			
<ul style="list-style-type: none"> ・葉焼病・べと病などの病害、ハスモンヨトウ・ミツモンキンウワバなどの食葉性害虫、カメムシ類・ダイズサヤタマバエなどの子実害虫については、適期防除する。 ・生物農薬を活用する。 			
品目	指定有害動植物名	総合防除の内容	
大豆	アブラムシ類	(予防に関する措置)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草（クローバー等のまめ科植物及びなす科植物）の除草等を行い、本指定有害動植物による伝染性ウイルス病の予防を図る。 	
		(判断に関する措置)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 	
			(防除に関する措置)
			<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、薬剤抵抗性発達防止のため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。
	吸実性カメムシ類	(予防に関する措置)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、発生密度の低下を図る。 	
		(判断に関する措置)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 	
			(防除に関する措置)
			<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布を行う場合には、薬液が着莢きょう部に十分付着するよう、丁寧に散布する。
フタスジヒエハムシ	(予防に関する措置)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫後に速やかに耕起を行い、翌年の発生を防ぐため、ほ場内の作物残さをすき込む。 		
	(判断に関する措置)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。 		
		(防除に関する措置)	
		—	

マメシン クイガ	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・連作を避ける。 ・収穫後に速やかに耕起を行い、翌年の発生を防ぐため、ほ場内の作物残さをすき込む。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。
	(防除に関する措置)
—	
紫斑病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を用いる。 ・病茎葉は集めて処分する。 ・被害発生地では、深耕して表土を土中深く鋤き込む。 ・種子消毒を行う。 ・連作を避ける。 ・成熟後、速やかに収穫及び乾燥作業を行う。
	(判断に関する措置)
	—
	(防除に関する措置)
<ul style="list-style-type: none"> ・落花直後から幼莢期に葉焼病に準じて1～2回薬剤散布を実施する。 	

【一般事項】 いも類

(予防に関する措置)		
<ul style="list-style-type: none"> ・トラクター等の農機具の清掃を徹底する。 ・収穫残りいも・茎葉など残さの適正処分、排水対策などの環境整備を実施し、菌密度の低下を図る。 ・3作に1回以上採種圃産の優良種子による種子更新の実施を行う。 		
(判断に関する措置)		
<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報に基づき的確な防除を進める。 		
(防除に関する措置)		
<ul style="list-style-type: none"> ・被害株又は発病株を発見した場合には、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 		
品目	指定有害動植物名	総合防除の内容
ばれいしょ	アブラムシ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス病を媒介することから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・下位葉の寄生が多いので、薬剤散布では葉裏に薬液が十分かかるようにする。
ジャガイモ センチュウ	ジャガイモセンチュウ	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・種いもは検査に合格したもの又は未発生ほ場から採種したものを使用する。 ・ほ場にいもが残らないように丁寧に収穫する。野良いもは抜き取る。 ・発生ほ場で使用した農機具・履物等は、ほ場外へ持ち出さないように丁寧に除去、洗浄する。
		(判断に関する措置)
		—
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで土壌消毒や殺線虫剤の施用を実施する。 ・次期作に抵抗性品種を作付けする。

疫病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な種いもを使用する。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素質肥料の多用による茎葉の過繁茂を避け、適正な施肥管理を実施する。 ・栽培地の周辺に屑いもを廃棄しない。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報(長崎県版FLABS)の初発生時期を参考に防除時期を決定する。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・予防散布を基本として適期に薬剤散布を行う。発生を認めたほ場では病勢の進展に応じて補完的に薬剤散布を行うほか、塊茎の感染防止にも努める。 ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・作物残さを適切に処分する。

【野菜】

【一般事項】 野菜

(予防に関する措置)

- ・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水はけの悪いほ場に作付けする場合には、高畝とする等、排水対策を実施する。
- ・同一ほ場での連作は避け、輪作を行う。間作や輪作作物として、土壌中の有害動植物の密度を低下させる作物（対抗植物）を栽培する。
- ・健全な種苗を使用する。
- ・有害動植物の発生を予防するため、作型と品質を考慮しながら、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を選択する（台木を含む。）。
- ・育苗においては、有害植物や有害動物（線虫）に汚染されていない培土や資材を用いる。また、前作で有害植物の発生が認められていない育苗ほ場を選択する。
- ・健全な育苗のために、適正な播種量や施肥量を遵守し、高温多湿を避ける。
- ・ほ場には、健全な苗のみを定植する。
- ・防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への有害動物の侵入を防止する。有害動物の発生が認められた場合には、早期に防除する。
- ・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする有害動物の飛込みを抑制するため、ほ場周辺の雑草の防除に努める。
- ・べたがけ資材、防虫ネット、マルチ等を使用し、有害動物の飛来、産卵及び蛹化を防ぐ。
- ・施設栽培においては、LEDライト、紫外線除去フィルム、防虫ネット、粘着シート等の使用により、有害動植物の施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。
- ・施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする有害動物に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。
- ・土壌からの有害植物の伝染を防止するため、マルチの敷設を行う。
- ・土壌伝染性の有害動植物の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、有害動植物の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う。
- ・土壌伝染性の有害植物や有害動物（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、熱利用土壌消毒等を含む。）を実施する。
- ・土壌診断に基づく適正な施肥、土壌pHの矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝、施設内が高湿・多湿にならないための適正なかん水及び換気、有害植物の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。
- ・雑草抑制のため、マルチ等により、畝面、通路等の全面を被覆する。利用可能であれば、生分解性マルチ、再生紙マルチ等を使用する。
- ・次期作における有害動植物の発生及び伝染源となることから、栽培終了後の作物残さを適切に処分する。
- ・有害植物の伝染を防止するため、管理作業に使用するはさみ、手袋等をこまめに消毒する。
- ・雑草や土壌伝染性の有害動植物の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄及び消毒する。
- ・細菌病の発生を抑制するため、降雨直後の管理作業を避ける。
- ・大規模産地又はほ場では、地域全体で性フェロモン剤を処理し、交信かく乱による地域全体の有害動物の発生密度抑制を図る。
- ・種子処理剤又は育苗期若しくは定植時に使用可能な薬剤を施用する。

(判断に関する措置)		
<ul style="list-style-type: none"> ・防除の要否、防除時期の判断材料とするため、土着天敵の発生・定着状況を定期的に確認する。 ・発病葉、発病果、寄生果等を放置せず、ほ場外で適切に処分する。 ・ウイルス病、細菌病等回復が困難な有害植物による発病株を発見した場合には、早急に抜き取って、ほ場外で適切に処分する。 		
(防除に関する措置)		
<ul style="list-style-type: none"> ・県の要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。 ・生物農薬を活用する。 		
品目	指定有害動植物名	総合防除の内容
対象植物を定めなものの	オオタバコガ	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・寄生果を見つけ次第、除去する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。
	(防除に関する措置)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物製剤（生物農薬）を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 	
	コナガ	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。
(判断に関する措置)		
<ul style="list-style-type: none"> ・卵や若齢幼虫が寄生している葉を見つけ次第、除去する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。 		
(防除に関する措置)		
<ul style="list-style-type: none"> ・微生物製剤（生物農薬）を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 		

シロイチ モジト ウ	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 ・ 交信かく乱剤を使用する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・ 結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・ 作物残さを適切に処分する。
ハスモン ヨトウ	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 ・ 交信かく乱剤を使用する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・ 結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・ 作物残さを適切に処分する。
ヨトウガ	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 ・ 交信かく乱剤を使用する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・ 結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・ 作物残さを適切に処分する。
ヨトウガ	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 微生物製剤（生物農薬）を活用する。 ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
ヨトウガ	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 微生物製剤（生物農薬）を活用する。 ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

きゅうり	アザミウマ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・ マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や農薬を使用した古株枯死処理を行う。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・ 作物残さを適切に処分する。
アブラムシ類		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・ 農薬の定植時処理を活用して飛来虫を防除し、生育初期からのウイルス感染を抑制する。 ・ 施設栽培では、天敵製剤（生物農薬）を活用する。
		(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 無寄生苗を使用する。 ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・ 農薬の定植時処理を活用して飛来虫を防除し、生育初期からのウイルス感染を抑制する。

コナジラ ミ類	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や農薬を使用した古株枯死処理を行う。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
ハダニ類	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の定植時処理を活用して飛来虫を防除し、生育初期からのウイルス感染を抑制する。 ・施設栽培では、天敵製剤（生物農薬）を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
うどんこ 病菌	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・施設栽培では、天敵製剤（生物農薬）を活用する。
うどんこ 病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
うどんこ 病菌	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物製剤（生物農薬）を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

褐斑病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抵抗性品種を使用する。 ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。 ・ 施設内の換気をこまめに行い、通路にわら、もみ殻等を敷くことにより、高温・多湿を避ける。 ・ ほ場の排水を良好に保つ。 ・ 支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・ 窒素過多及び肥料切れを避ける。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
炭疽病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の排水を良好に保つ。 ・ 支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・ マルチの敷設により、地表面からの本指定有害動植物の跳ね返りを防止する。 ・ 窒素過多を避ける。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 多雨時に発病が多い。 ・ 作物残さを適切に処分する。
灰色かび病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の排水を良好に保つ。 ・ 多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・ 風通しを良くするため、密植を避ける。 ・ 過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・ 施設栽培においては、紫外線除去フィルムや防消滴フィルムを活用する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病葉、発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
灰色かび病菌	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・ 微生物製剤（生物農薬）を活用する。

斑点細菌 病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌水分の多いほ場で発生が多いことから、土壌水分を適正に維持する。 ・ はさみ等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・ 健全な種子を使用する。 ・ 窒素過多を避ける。 ・ マルチの敷設により、地表面からの本指定有害動植物の跳ね返りを防止する。 ・ 発病ほ場では、ほ場をかん水した後、透明のポリマルチを被せることによる太陽熱消毒も活用する。 ・ うり科作物との輪作を避ける。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 作物残さを適切に処分する。 ・ ウリハムシ等の害虫によって媒介されることもあるため、害虫防除を徹底する。
べと病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抵抗性品種を使用する。 ・ 健全な苗を使用する。 ・ マルチの敷設を行う。 ・ ほ場の排水を良好に保つ。 ・ 露地栽培では、雨よけを行う。 ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。 ・ 施設栽培においては、換気を十分に行い、過湿防止に努める。 ・ 肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・ 露地栽培では、降雨後に多く発生することから、気象予報に注意し降雨前に薬剤散布を実施する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・ 作物残さを適切に処分する。
べと病菌	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

すいか	アブラムシ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
トマト	アザミウマ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・マルチの敷設により土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や農薬を使用した古株枯死処理を行う。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
アブラムシ類	アブラムシ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の定植時処理を活用して飛来虫を防除し、生育初期からのウイルス感染を抑制する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

コナジラ ミ類	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や農薬を使用した古株枯死処理を行う。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考慮して薬剤を選択する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
うどんこ 病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・風通しを良くするため、密植及び過繁茂を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
疫病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・早朝の加温、換気、マルチの敷設等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・雨よけ栽培を行う。 ・輪作を実施する。 ・敷わら又はマルチの敷設により、土が跳ね上がらないようにする。 ・窒素過多を避ける。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・発病葉及び発病果を速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。 ・薬剤耐性菌の発生を予防するため、化学農薬の散布にあたっては輪番施用を行う。 ・作物残さを適切に処分する。
疫病菌	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

黄化葉巻 病ウイル ス	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抵抗性品種を使用する。 ・ 本指定有害動植物を媒介するタバココナジラミの防除を行う。 ・ タバココナジラミの無寄生苗を使用する。 ・ タバココナジラミの発生源となるほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 防虫ネット、粘着シート等の活用により、施設内へのタバココナジラミの侵入を防止する。 ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や農薬を使用した古株枯死処理を行い、作物残さを適切に処分する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。
すすかび 病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。 ・ 多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、換気やかん水量に注意する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・ 作物残さを適切に処分する。
灰色かび 病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。 ・ 過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・ 施設栽培においては、防曇・流滴性シートを活用する。 ・ マルチの敷設により、地表面からの本指定有害動植物の伝染を防止する。 ・ 幼果に残った花卉又は病斑部をできるだけ取り除き、ほ場外に持ち出し、適切に処分する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤散布は、晴れた日の午前中に行う。また、曇雨天が続いて薬液が乾きにくい場合には、くん煙剤を利用する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
灰色かび 病菌	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設栽培では、微生物製剤（生物農薬）を活用する。 ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

	葉かび病菌	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 抵抗性品種を使用する。 ・ 多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。 ・ 窒素過多及び肥料切れを避ける。 ・ 過度のかん水及び密植を避ける。 ・ マルチ内へのかん水の実施や、通路にもみ殻を敷く。 ・ 発生ほ場で使用した農業用資材の消毒を行う。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病茎葉は本指定有害動植物の伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
いちご	アザミウマ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・ マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・ 施設栽培においては、栽培終了時に蒸込み処理を行う。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・ 発生初期に、薬剤散布を重点的に実施する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

アブラムシ類	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を実施する。 ・農薬の定植時処理を活用して飛来虫を防除する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・化学農薬を使用する場合には同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤や気門封鎖剤も含めたローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
コナジラミ類	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・施設栽培では、天敵製剤（生物農薬）を活用する。
	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を実施する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。
コナジラミ類	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・密度低減のため、幼虫が寄生している下葉を除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・密度が高まると防除が難しくなる。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

ハダニ類	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を実施する。 ・新葉の展開に伴い、不要な下葉を除去する。 ・育苗ほ場では土着天敵を有効活用するため、土着天敵類に影響の少ない農薬を選択しローテーション散布を行う。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・天敵製剤（生物防除）の効果安定のため、苗の二酸化炭素燻蒸処理等により天敵導入前のハダニ密度の抑制（ゼロ放飼）を徹底する。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・気門封鎖剤を散布する。 ・裂皮等の障害がなく利用可能な品種ではUV-B照射を活用する。 ・施設栽培では、天敵製剤（生物農薬）を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
うどんこ 病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・茎葉の過繁茂を避けるため、摘葉を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。 ・裂皮等の障害がなく利用可能な品種ではUV-B照射を活用する。 ・微生物製剤（生物農薬）を活用する。
炭疽病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避ける。 ・親株の育成にあたり、資材（ポット、プランター等）の種毒を行う。 ・親株には、未発生ほ場で育てた健全な苗を使用する。 ・育苗中は、雨よけ育苗や底面給水を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・本ほ場では、前作での発生状況に応じて土壌消毒を実施する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発病確認後の防除は困難である。 ・育苗ほ場では発病を確認した株と周辺の感染が疑われる株を速やかに除去する。 ・本ほ場では発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物製剤（生物農薬）を活用する。 ・発生予察情報を参考に、発病前から定期的に薬剤散布を実施する。

灰色かび 病菌	(予防に関する措置)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。敷わら又はマルチの敷設により、果実が地表面に接触しないようにする。 ・予防対策として微生物製剤（生物農薬）のダクト散布等を活用する。 	
	(判断に関する措置)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・枯死葉、老化葉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 	
はく さい	アブラム シ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチは又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・結球内部に寄生すると防除が難しくなるとともに、品質の低下を招くおそれがあることから、結球前の防除を徹底する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
だい こん	アブラム シ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・農薬のは種前～は種時処理を活用して飛来虫を防除し、生育初期からのウイルス感染を抑制する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

キャベツ	アブラムシ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・農薬の定植時処理を活用して飛来虫を防除し、生育初期からのウイルス感染を抑制する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
モンシロチョウ		(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ・ほ場周辺の雑草（特にあぶらな科雑草）の防除に努める。 ・農薬の定植時処理を活用して、生育初期からの食害を抑制する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、若齢幼虫時に薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
菌核病菌		(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・宿主植物の連作及び輪作を避ける。多発ほ場ではイネ科作物と輪作する。 ・密植を避け、風通しを良くし、過湿状態にならないようにする。 ・窒素過多を避ける。 ・田畑輪換や夏季の湛水処理により、菌核を死滅させる。 ・天地返し等で菌核を土中深くに埋め込む。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・前年の発生状況や本年の気象等から発生が多くなると予想される作型では、ほ場内を観察し菌核上に子のう盤が形成される時期（気温20℃前後の降雨後）の前から防除を行う。 ・地際部を重点的に、薬剤散布を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
菌核病菌		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・前年多発ほ場等の、被害が予想される場合には農薬の土壌混和処理を行う。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。

黒腐病菌	(予防に関する措置)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ施設で育苗する。 ・あぶらな科作物の連作を避ける。 ・地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。 ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・有害動物の食害痕からの本指定有害動植物の侵入を防ぐため、有害動物の防除も徹底する。 ・中耕作業によって生じる傷口は本指定有害動植物の侵入口となることから、発生ほ場では中耕作業を控え、又は株際の中耕作業を避け、植物体をなるべく傷つけないよう留意する。 	
	(判断に関する措置)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・降雨が予想される場合、又は強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。 	
レタス	アブラムシ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ又は風上方向に風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により施設内への侵入を防止する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。
菌核病菌		(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・宿主植物の連作及び輪作を避ける。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗床での薬剤散布を実施する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・雨よけ栽培を行う。 ・施設やトンネル栽培では、低温・多湿にならないよう、換気に留意する。 ・マルチ栽培を行い、子のう胞子の飛散を抑制する。 ・施設栽培においては、紫外線除去フィルムを使用する。 ・夏季に湛水処理を行う。 ・栽培終了後は、発病株や作物残さをほ場に残さず、速やかに適切に処分する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、薬剤散布時期を決定する。
		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・発病株は菌核が形成される前に速やかに除去し、ほ場内に放置せず適切に処分する。 ・下葉の基部にも薬剤がかかるように注意して、適期に薬剤散布を実施する。

灰色かび 病菌	(予防に関する措置)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件下で発生しやすいことから、密植栽培を避け、施設栽培での暖房機の積極的な稼働や、全面ポリマルチの敷設等により、湿度低下に努める。降雨等で地下水位が例年より高いほ場では、特に注意する。 ・株間の湿度低下のため、畝内や株元の除草に努める。 ・施設栽培においては、紫外線除去フィルムを使用する。 ・傷口が早く乾くよう、収穫作業は晴天が続く時に行う。 	
	(判断に関する措置)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、薬剤散布時期を決定する。 	
たま ねぎ	アザミウ マ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
白色疫病 菌		(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・被害の多いほ場及びその周辺で栽培しない。 ・苗床及びほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・1年から2年間の輪作を行う。 ・定植(移植)の際は、健全な苗を厳選し、保菌苗を持ち込まない。 ・過去に発病したほ場では育苗しない。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・発病葉や発病株を速やかにほ場外へ持ち出し、適切に処分する。 ・2月中～3月上旬が温暖多雨の年に発生が多い。 ・本指定有害動植物は水媒伝染することから、降雨前後の防除を徹底する。
		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。

べと病菌	(予防に関する措置)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明暗きょにより排水路を確保する等、ほ場内の排水対策を実施する。 ・ 過去に発病したほ場では育苗しない。 ・ 苗床の土壌消毒を実施する。セルトレイ育苗等では無病土を使用する。 ・ 育苗中に発病した株は周囲の株を併せて抜き取り、適切に処分する。 ・ 前作での発病程度に応じて、連作を回避（ほ場をローテーションする）する。 ・ 一次伝染抑制のため、適期（定植前～定植直後および定植2週間後）に薬剤散布を行う。 	
	(判断に関する措置)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定植から平均気温の積算が約400日度に達する頃に、一次伝染株（越年罹病株）が顕在化する。 ・ 抜き取った一次伝染による罹病株は、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・ 夏季に湛水処理を行うと次作での発病が少なくなる。 ・ 収穫後の被害残さはべと病菌の卵胞子を含むため、ほ場外に持ち出し適切に処分する。 	
にんじん	黒葉枯病菌	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健全な種子を使用する。 ・ 連作を避ける。 ・ 多湿とならないよう、ほ場の排水を良好に保つ。 ・ 肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
アスパラガス	アザミウマ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎県では主にネギアザミウマが加害するが、一部でミカンキイロアザミウマの加害が確認されている。両種は薬剤感受性が異なるため、防除薬剤の選定に注意する。 ・ 施設栽培では、天敵製剤（生物農薬）を活用する。 ・ 天敵製剤を利用する場合、併せてインセクタリアープラントを植栽することで防除効果が安定化する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
アスパラガス	アザミウマ類	(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設栽培では、天敵製剤（生物農薬）を活用する。 ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

【花き】

【一般事項】花き

(予防に関する措置)
<ul style="list-style-type: none">・有害植物に強い品種又は抵抗性が高い品種を選択する。・健全な苗（親株）を使用する。また、苗（親株）を購入する場合には、一定期間育苗し、有害動植物の発生の有無を確認することが望ましい。・育苗には、有害動植物に汚染されていない培土及び資材を用いる。・育苗施設や育苗ほ場への有害動物の侵入を防止するため、防虫ネットの設置等を行う。・作物の栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水田と輪作を行っているようなほ場では排水が悪いことから、高畝又はほ場周辺に溝を設置するなどの排水対策を実施する。・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする有害動物の発生を抑制するために、ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。・性フェロモン剤による交信かく乱、防蛾灯（黄色灯等）の夜間点灯、ほ場全体への防虫ネットの展張等により、ほ場内への有害動物の侵入を防止する。・必要に応じて土壌診断を行い、診断結果を参考にして適正な施肥を行うとともに腐植含量を高めるように努め、栽培に適した土作りを行う。・土壌伝染性の有害植物や有害動物（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、太陽熱消毒及び有害動物（線虫）の抑制効果のある緑肥の活用を含む。）を行う。・ウイルス病やウイロイド病、細菌病の発生が懸念される場合には、媒介しないようにはさみ等の農業用資材の消毒等を行う。前作において有害植物が発生したほ場においても、必要に応じて農業用資材を消毒する。・越年株等は有害動植物の越冬源となることから、必要に応じて防除対策を取る。
(判断に関する措置)
<ul style="list-style-type: none">・生育初期において有害植物の多発生が予測される場合には、予防効果のある薬剤を散布する。・県の要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
(防除に関する措置)
<ul style="list-style-type: none">・発病部位を速やかに除去し、土中に埋めるなど適切に処分する。特に、ウイルス病、ウイロイド病等の防除が困難な有害植物の発病株を発見した場合は、早急に抜き取り、適切に処分する。・土着天敵の発生が認められる場合は、土着天敵に影響の少ない薬剤を選択する。・生物農薬を活用する。

品目	指定有害動植物名	総合防除の内容
きく	アザミウマ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・ほ場内への本指定有害動植物の侵入を防止するため、ほ場全体（施設栽培では開口部）を防虫ネットにより被覆する。赤色系ネットを使用すると侵入防止効果が高まる。 ・施設栽培では、発生抑制のため、紫外線除去フィルムを使用する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、本指定有害動植物の施設内への侵入を防止する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 <p>*紫外線除去フィルムについては、花色に影響をおよぼす場合もあるので使用の際には留意が必要である。</p>
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
		(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・ほ場内への本指定有害動植物の侵入を防止するため、ほ場全体（施設栽培では開口部）を防虫ネットにより被覆する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>*紫外線除去フィルムについては、花色に影響をおよぼす場合もあるので使用の際には留意が必要である。</p>
アブラムシ類		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

ハダニ類	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・苗を介したほ場への持込みを防止する。 ・施設内温度が高いほど本指定有害動植物の増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。 ・施設栽培において多発した場合には、改植時に施設内の作物残さを全て除去し、7日から10日間程度密閉し、蒸込み処理を行う。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
白さび病菌	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・施設栽培では、くん煙剤の使用も有効である。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な親株を用いる。 ・抵抗性品種を使用する。 ・株元へのかん水を実施する。 ・施設栽培では、施設内が多湿にならないよう、不要な下葉や脇芽を除去し、密植を避け、換気を実施する。
白さび病菌	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による初期発生の把握に努め、発生初期から定期的に薬剤散布を実施する。
	(防除に関する措置)
白さび病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・薬剤耐性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

【果樹】

【一般事項】果樹

(予防に関する措置)		
<ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。 ・園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する有害動植物及び土着天敵を把握する。 ・間伐、縮伐、整枝又はせん定により園地や樹冠内部の風通し・採光を良好にし、有害動植物が発生しにくい環境を作るとともに、防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。 ・樹勢や根の活性を良好に保ち、有害植物の発生しにくい樹体とするため、土壌診断の結果や樹の生育状況を踏まえた適正な施肥管理を行う。 ・胴腐らの早期発見及び次期作における有害動物の発生軽減のため、冬季に粗皮削りを実施する。削りくずは、集めて適切に処分する。 ・次期作における有害動植物の発生源となる落葉、枯れ草、せん定した枝等を速やかに収集し、園地外へ搬出し、土中に埋める等により、適切に処分する。 ・種子で増殖する雑草の発生を少なくするため、結実前に除草を実施する。 ・性フェロモン剤が利用可能な有害動物に対しては、交信かく乱による密度抑制を図る。 ・樹冠下の下草管理として、機械除草、マルチの敷設による抑草、草種等を考慮した除草剤施用を行う。 		
(判断に関する措置)		
<ul style="list-style-type: none"> ・県の要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。 		
(防除に関する措置)		
<ul style="list-style-type: none"> ・有害動植物の発生部位（枝、葉、花、果実等）を除去し、園地外へ搬出し、適切に処分する。なお、除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する。 		
品目	指定有害動植物名	総合防除の内容
対象植物を定めるものの	果樹カメムシ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・発生の多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網の設置や袋掛けを行う。 ・施設栽培では、防虫ネット等で施設開口部を覆うことにより、侵入防止を図る。 ・黄色蛍光灯を設置し、園内照度を2 Lux以上になるようにする（チャバネアオカメムシ）。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物の発生量や発生時期は、地域や園地で差があることから、発生予察情報を参考に、飛来のタイミングに合わせ（主に夕方）、園地内の見回り等を実施する。 ・すぎ林やひのき林の隣接園では、被害が多いことから特に発生状況に留意する。 ・果実肥大期から成熟期まで加害が続くことから、飛来が確認された園地では薬剤散布等を実施する。
		(防除に関する措置)
		—

かん きつ	アザミウ マ類	(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・ 園地周辺の放任の茶樹を適切に管理する。(チャノキイロアザミウマ) ・ 株元に光反射シートのマルチを敷設する。(チャノキイロアザミウマ) ・ 施設栽培では、施設内への侵入防止のため、施設開口部に防虫ネットや光反射資材による被覆を行う。また、施設周辺へ白色透湿性シートを敷設する。(ミカンキイロアザミウマ) ・ 施設栽培では、紫外線除去フィルムを使用する。(ミカンキイロアザミウマ)
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・ アザミウマの種類により薬剤の防除効果が異なる場合があることから、発生種を確認する。 ・ 主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する。(チャノキイロアザミウマ)
アブラム シ類		(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による被害部位の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
ハダニ類		(予防に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。
		(判断に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・ 特に、ワタアブラムシは薬剤抵抗性の発達が著しいことから、薬剤の選択に注意する。 ・ 土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。土着天敵の発生が多い場合には、薬剤の散布を控える。
		(防除に関する措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・ 抵抗性個体の出現を少なくするため、共同防除又は一斉防除を推進し、年間の薬剤散布回数を少なくする。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・ 土着天敵を活用するため、他の有害動物の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。

ミカンサ ビダニ	(予防に関する措置)
	—
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 果実に被害が認められるようになってからでは防除は間に合わないため、発生する地帯では梅雨明け後必ず防除する。 ・ 前年に被害が確認された園地や、春先から初夏まで少雨であった場合などの多発のおそれのある年には梅雨明け後必ず防除する。 ・ 高温乾燥が続く場合や銅剤を散布した園地では、本指定有害動植物の発生が助長されるおそれがあることに留意し、薬剤散布の実施を検討する。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンゼブ、マンネブ抵抗性サビダニが広域に発生しているため、薬剤の選定に注意する。
かいよう 病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 密植を避け、樹幹内部の日照を良好に保つ。 ・ 本指定有害動植物は強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。 ・ ミカンハモグリガの被害痕は、本指定有害動植物の感染を助長することから、ミカンハモグリガの防除に努める。 ・ 窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。 ・ 品種により発病程度に差があることから、常発園地では抵抗性品種を栽植する。 ・ 伝染源となる発病した葉や果実の除去に努める。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・ 薬剤散布は、発芽前、開花直前、落弁期、梅雨期、秋芽生育期、台風の前実施する。
	(防除に関する措置)
	—
黒点病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 密植を避け、樹幹内部の日照を良好に保つ。 ・ 伝染源となる枯れ枝をせん定し、園地外に持ち出し、適切に処理する。 ・ 切り株は感染源となることから、拡散を防ぐために伐根し、又は袋をかぶせる。 ・ 老齢樹を更新する。 ・ 病原菌が侵入しないように寒害、日焼け、風害などで傷を付けないようにする。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・ 雨が多く本指定有害動植物の多発が予想される場合には、特に梅雨期の防除を徹底する。 ・ 降雨直後の樹体が濡れた状態での薬剤散布は避け、樹体が乾いた後に散布を実施する。 ・ 薬剤毎に定められた薬剤散布後の積算降雨量を次回散布の目安とする。
	(防除に関する措置)
	—

そうか病 菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の日照を良好に保つ。 ・窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。 ・本指定有害動植物は強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。 ・罹病葉を除去する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・展葉初期から入梅期までにかけて薬剤散布を実施する。
	(防除に関する措置)
	—
なし アブラムシ類	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・卵越冬するナシアブラムシは展葉直後から葉を巻き始めるが、葉を巻き始めると防除効果が落ちることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、発生初期の開花期前から薬剤散布等を実施する。 ・展葉期の防除に重点を置く。 ・展開葉を次々に巻いてその中に寄生することから、浸透移行性薬剤の散布が有効である。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
カイガラムシ類	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、本指定有害動植物が寄生していない健全な苗木を使用する。 ・寄生の多い枝は、せん定時等に除去し、適切に処分する。 ・冬季に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 ・薬液の付着しやすい樹形作りに努める。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期に薬剤散布を実施する。
	(防除に関する措置)
	—

シンクイ ムシ類	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な徒長枝はナシヒメシンクイの寄生場所になることから、切除する。 ・ 冬季に表土を耕起し、越冬繭を死滅させる。 ・ 交信かく乱剤を越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で施用することで効果が高まる。 ・ 袋掛けを実施する。 ・ 受粉樹に残っている果実は、本指定有害動植物の発生源となることから、速やかに除去する。 ・ 有袋栽培の場合には、袋の掛けもれ果を除去し、適切に処分する。 ・ なし園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する。(ナシヒメシンクイ)
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
ハダニ類	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・ 園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
ハマキム シ類	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で交信かく乱剤を使用する。 ・ 受粉時に巻葉内の越冬幼虫を捕殺する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布等を実施する。
ハマキム シ類	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・ 土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。

ニセナシ サビダニ	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剪定や粗皮削りにより越冬虫の密度を低下させる。 ・ 新梢が二次伸長しないよう、適正な施肥管理に努める。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・ 高温及び乾燥した年に発生が多い。また、前年発生した園地では翌年も発生する傾向にあることから、展葉後早期に薬剤散布を実施する。
赤星病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園地内及びその周辺へのびやくしん類の栽植を避ける。 ・ 袋掛けを実施する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を実施する。 ・ 感染期においては、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
黒星病菌	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設栽培や雨よけ栽培の導入を検討する。 ・ 園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・ 袋掛けを実施する。 ・ 発病果や発病葉、発病りん片（芽基部、果そう基部等）等を見つけ次第摘除し、適切に処分する。 ・ 枝梢が遅伸びや二次伸長すると感染が多くなるので、栽培管理を適正にする。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・ 初期防除に重点を置き、開花前から梅雨期までにかけて重点的に薬剤散布を実施する。
黒星病菌	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 越冬菌密度を少なくするため、秋季防除を徹底する。

【茶】

【一般事項】茶

(予防に関する措置)	
<ul style="list-style-type: none"> ・有害動植物の常発地域では、新植又は改植時に、該当する有害動植物に抵抗性が高い品種を導入する。 ・有害動物への対策として、飛来及び増殖源となる園地内及びその周辺の雑草及び樹木を除去する。 ・炭疽病、もち病等の対策として、園地内に日陰が生じないよう、周辺の樹木の伐採及び枝管理を適切に行う。 ・定植時及び幼木期には、各種資材、敷き草等による畝間等のマルチングや機械除草により、適切な雑草の管理に努める。 	
(判断に関する措置)	
<ul style="list-style-type: none"> ・園地内の有害動植物及び土着天敵の発生状況及び生態を観察し、防除の要否及び薬剤の選択の参考とする。 	
(防除に関する措置)	
<ul style="list-style-type: none"> ・性フェロモン剤及び生物農薬を活用する。 	
品目	指定有害動植物名
茶	アザミウマ類
	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草及び雑草の管理を行う。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等により新芽生育期の発生状況を把握し、萌芽期から開葉期までにおける防除適期を判断する。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。
カイガラムシ類	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・常発地域では、新植又は改植する場合には、抵抗性が高い品種を利用する。 ・中切り更新することにより、寄生部を除去するとともに樹勢回復を図る。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・寄生枝の直接観察、粘着シート又は発生予察情報等により、防除適期である幼虫のふ化最盛期を把握し、適期の薬剤散布等を実施する。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・卵が雌の介殻内にある産卵期や、幼虫が成長しロウ物質の介殻で覆われた後は、薬剤による防除適期ではなく、薬剤の効果が劣ることに留意する。 ・薬剤散布を行う場合には、幼虫のふ化を確認した後、薬液が樹冠下の枝条に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。

チャトゲ コナジラ ミ	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苗を導入する際には、寄生苗を持ち込まないよう、本指定有害動植物の寄生の有無を確認する。 ・ 苗の生産を行う場合には、採穂園の防除を徹底するとともに、薬剤による挿し穂の浸漬処理を行う。 ・ 防虫ネットで被覆した施設の利用、無かん水挿し木法等により苗の育苗を行い、薬剤防除を徹底するとともに、箱に密閉し、出荷する。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 黄色粘着シート、直接観察、発生予察情報等により、防除適期である若齢幼虫発生期を把握し、薬剤散布を実施する。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季に、気門封鎖剤を必要に応じて複数回散布する（冬季の散布は赤焼病の発生を助長することがあることに留意する）。 ・ 発生状況に対応した薬剤散布等を行う。 ・ 深刈りせん枝、すそ刈り等を活用し、寄生葉の除去を行うとともに薬剤による防除効果の向上を図る。なお、時期により刈り落とした枝から成虫が羽化することに留意し、必要に応じて刈り落とした枝を、土中に埋める等により、適切に処分する。 ・ 土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・ 薬剤散布を行う場合には、本指定有害動植物の寄生部位である葉裏に薬液が十分付着するよう、丁寧に散布する。また、すそ重点散布法も検討する。
	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における本指定有害動植物の発生時期を考慮し、早晚性の異なる品種の利用、整せん枝等を活用した作期移動等の耕種的手法を検討する。
チャノホ ソガ	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内又は近隣地域に設置された誘蛾灯又はフェロモントラップによる前世代の成虫誘殺状況の把握、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新葉や新芽の裏側をよく観察し、水滴状の卵が確認された場合には、薬剤の性質も考慮した防除を実施する。ただし、産卵は新葉及び新芽に行われ、幼虫は若葉を食害することから、摘採が近い場合は、摘採により除去することも可能である。 ・ 生物農薬を活用する。 ・ 摘採間近に三角巻葉等の発生が確認され始めた場合には、荒茶の中に虫糞が混入しないよう、できるだけ早く摘採する。
チャノミ ドリヒメ ヨコバイ	(予防に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本指定有害動植物は新芽の茎に産卵するため、摘採、整せん枝、すそ刈り等により密度低減を図る。
	(判断に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、新芽生育期の発生状況を把握し、防除適期である萌芽期から開葉期までに薬剤散布等を実施する。
	(防除に関する措置)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本指定有害動植物は卵を上位2又は3葉間の節間に多く産むことから、摘採により除去する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。

ハダニ類	(予防に関する措置)
	・園地内及びその周辺の下草及び雑草の管理を行う。
	(判断に関する措置)
	・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・多発した園地では、秋整枝後の休眠前又は休眠明けに薬剤散布等を実施する。
	(防除に関する措置)
	・摘採前に発生が多い場合には、摘採を早めて被害の軽減に努める。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・天敵農薬を活用する。 ・薬液が付着しにくい葉裏に寄生するため、薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏及び裾部に十分付着するよう、丁寧に散布する。(カンザワハダニ) ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。
	(予防に関する措置)
	・地域全体で広域に交信かく乱剤を使用する。また、効果確認のためのモニタートラップを設置し、必要に応じて幼虫期を対象とした補完防除を実施する。
ハマキムシ類	(判断に関する措置)
	・地域内又は近隣地域に設置された誘蛾灯や、フェロモントラップによる前世代の成虫誘殺状況の把握、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
	(防除に関する措置)
	・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。
炭疽病菌	(予防に関する措置)
	・常発地域では、新植又は改植する場合には、抵抗性が高い品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・園地内に日陰が生じないように、周辺の樹木の伐採及び枝管理を適切に行う。
	(判断に関する措置)
	・発生予察情報の確認や園地の見回りに基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
	(防除に関する措置)
	・整枝及びせん定により、発病葉を除去するとともに、日当たり及び風通しを良くする。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。

3. 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

指定有害動植物の拡散性（まん延の様式（有害動物の飛翔性、有害植物の風・水媒伝染等））の違いにより、異常発生時防除の内容に関する基本的な事項に顕著な違いはないと考えられることから、指定有害動植物の拡散性に基づき、以下の指定有害動植物について、異常発生時防除の内容に関する基本的な事項を定める。なお、指定有害動植物の例には、過去に本県で発生予察注意報及び警報が発令された指定有害動植物を記載する。

(1) 指定有害動植物のうち有害動物

まん延の様式	指定有害動植物の例	異常発生時防除の内容に関する基本的な事項
共通事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬による防除を露地作物の場合は地域一斉に実施する。 ・可能な品目は早期収穫する。 ・被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）を徹底する。
自然 分散	(短距離飛翔性) ・野菜等のアザミウマ類	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬による防除を実施する。 ・可能な品目は早期収穫する。 ・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等）を徹底する。
	・いねのトビイロウンカ	<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する又は有機農業等の栽培においてはツバメやカエル、クモ類等の天敵がほ場に発生しやすい環境を整備する。
	・いねのコブノメイガ	<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する又は有機農業等の栽培においてはツバメやカエル、クモ類等の天敵がほ場に発生しやすい環境を整備する。
	・果樹等のカメムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・慣行栽培の場合は、化学農薬による防除を実施する。 ・開口部を防虫網（4mm目以下）で被覆済みのハウスでは、防虫網の破損がないか点検・補修する。 ・露地栽培の場合は、光反射マルチによる株元被覆で果樹カメムシ類の行動抑制を図る。
	(長距離飛翔性) ・ヨトウムシ類、タバコガ類	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・可能な品目は早期収穫する。 ・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。
	・いちごのハダニ類	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬による防除を実施する。 ・古葉を摘葉後に防除する。 ・摘葉した葉をほ場内に放置すると周辺株へハダニが移動するため、速やかにほ場外に持ち出し密閉処分する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等）を徹底する。

人為 分散	土壌 伝染	・ばれいしょのジャ ガイモシストセン チュウ	・発生ほ場で使用した農機具・履物等は、ほ場外へ持ち出さないように、作業後に、丁寧に除去、洗浄する。 ・次期作に抵抗性品種を作付けする又は地域ぐるみで土壌消毒や殺線虫剤の施用を実施する。
	種苗 伝染	・ばれいしょのジャ ガイモシストセン チュウ	・種いもは検査に合格したもの又は未発生ほ場から採種したものを使用する。

※有機JAS認証ほ場でのBT剤等の利用に際しては、認証機関への確認をすること。

(2) 指定有害動物のうち有害植物

まん延の様式	指定有害動物の例	異常発生時防除の内容に関する基本的な事項
共通事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬による防除を露地作物の場合は地域一斉に実施する。 ・可能な品目は早期収穫する。 ・発病株や発病果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、ほ場外での発病株のすき込み等を徹底する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（土壌消毒等）や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。
自然 分散	風・水媒 伝染	<ul style="list-style-type: none"> ・いねのいもち病菌（穂いもち） <ul style="list-style-type: none"> ・農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・追肥を行う場合は、過剰にならないよう適正量を施肥する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・いちごの灰色かび病菌 <ul style="list-style-type: none"> ・農薬による防除を実施する。 ・夜間は暖房機を断続的に稼働し、曇雨天や気温が低い日もできるだけ換気を行うなど、ハウス内が多湿にならないような管理に努める。 ・被害果等の発病部位は伝染源となるので早期に取り除き、ビニール袋等に密封しハウス外へ持ち出す。 ・果実では、本病原菌はまず枯死した花弁や雌しべの柱頭に寄生・増殖した後、果肉に侵入する。そのため、花弁が落ちにくい「ゆめのか」では、咲き終わった花弁は極力除去する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（土壌消毒等）や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・いちごの炭疽病菌 <p><育苗></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬による防除を実施する。 ・ほ場の見回りを徹底し、発病株およびその周辺の株は速やかに処分し、ほ場内やその周辺に放置しない。 ・葉の展開間隔にあわせて定期的に薬剤防除する。特に激しい雨や台風の前、後、下葉除去など株を傷つけるような作業後は重点的に行う。 ・定植前までの薬剤防除や定植苗の選別を徹底し、本ばに罹病株を持ち込まないようにする。株冷を行う場合は、入庫前までの薬剤防除と入庫時の苗の選別を徹底する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（土壌消毒等）や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。 <p><本圃></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬による防除を実施する。 ・ほ場の見回りを徹底し、発病株およびその周辺の株は速やかに処分し、ほ場内やその周辺に放置しない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょの疫病 ・アスパラガスの斑点性病害 ・かんきつのかいよう病菌 ・なしの黒星病菌 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・進展状況に応じて7～10日毎に農薬の追加散布を行う。 ・次期作に向け、ほ場及びその周辺の野良いもの除去を徹底する。 ・農薬による防除を実施する。 ・整理した罹病茎葉は伝染源となるためほ場内に放置せず、持ち出して適切に処分する。 ・多湿により発生が助長されるため、施設の換気を十分に行う。 ・農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・樹上で越冬した菌は翌年の感染源になるため、発病枝や発病果は除去し、ほ場外に持ち出し処分する。 ・農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・発病した果そう基部、葉、果実は伝染源になるため、見つけ次第ほ場外に持ち出し、埋没等の処分を徹底する。 ・降雨により伝染するので、天候を見ながら適切に防除する。
	虫媒伝染	<ul style="list-style-type: none"> ・トマトの黄化葉巻病菌ウイルス <ul style="list-style-type: none"> ・発病株は伝染源となるので、見つけ次第抜き取って適切に処分する。 ・農薬による媒介虫（タバココナジラミ）の防除を実施する。 ・ハウス内の雑草は病原ウイルスおよび媒介虫の発生源になるので除去する。
人為分散	土壌伝染	<ul style="list-style-type: none"> ・たまねぎのべと病菌 <ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・農薬による防除を地域一斉に実施する。
	種苗伝染	<ul style="list-style-type: none"> ・いちごの炭疽病菌 <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・農薬による防除（土壌消毒を含む。）を実施する。 ・健全な種苗の確保及び使用を徹底する。

※有機JAS認証ほ場での抗生物質剤等の利用に際しては、認証機関への確認をすること。

(3) 異常発生時の実施体制

ア. 実施方針

法第24条第1項に基づき、国より異常発生時防除の指示を受けたときは、法第24条第2項及び第3項に基づき、上記の対策を実施する。異常発生時防除を行うべき区域及び期間等については、対策前に、県機関（各振興局）、市町、農業協同組合から構成された「地域農業振興協議会」や各農業関係機関（県農業協同組合中央会、全国農業協同組合県本部、県農業共済組合）と協議のうえ定め、速やかに告示する。なお、協議で決定した事項等については、近隣県に情報共有を十分に行い、異常発生時防除を行うものとする。

イ. 各機関の役割分担

(ア) 県

県は、他県において異常発生している指定有害動植物の発生状況や対策状況を把握するため、国や近隣県に対して、現況把握や情報収集、意見交換を行うとともに、植物防疫関係の県機関（病虫害防除所、農林技術開発センター（病虫害研究室、中山間営農研究室、カンキツ研究室、茶業研究室））と異常発生時防除の対策に関する優先順位等について協議を行うものとする。

また、現地での対策を円滑に実施するため、県は市町や農業者団体等と当該事象と対策方法について情報共有を行うとともに、市町や農業者団体等と連携して農業者への指導を行うものとする。

(イ) 地域農業振興協議会（県機関（各振興局）、市町、農業協同組合）

地域農業振興協議会は、異常発生している指定有害動植物に対して円滑な防除対策を実施するため、広報誌や防災無線等を活用し、該当する地区に対して異常発生時防除の情報等について広く周知を行う。また、地域内の発生状況等の情報共有を行い、該当地区におけるまん延防止対策の内容等の検討を行う。検討結果に基づき、農業者に対して防除等の指導を行うものとする。

(ウ) 各農業関係機関（県農業協同組合中央会、全国農業協同組合県本部、県農業共済組合等）

各関係機関は、速やかに防除対策が実施できるよう、防除の周知等について協力するとともに、県や地域農業振興協議会と連携し異常発生時防除に積極的に協力するものとする。

(エ) 防除資材等を供給する団体等（県農薬販売協同組合等）

防除資材等を供給する団体等は、防除に必要な農薬や防除資材等を迅速に供給するとともに、病虫害等に関する知見や防除技術を提供するものとする。

(オ) 農業者（集落営農法人、個人農業者等）

農業者は、指定有害動植物の異常発生時防除を確実に実施し、病虫害のまん延防止に向けて、県や地域農業振興協議会及び各関係機関より、指定有害動植物の異常発生時防除の指導を受けた場合、指導内容に基づいて防除対策を実施するものとする。

4. 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

(1) 実施体制

本県における実施体制は、県機関（各振興局）、市町、農業協同組合から構成された「地域農業振興協議会」を主体とし、指定有害動植物の防除に係る指導を実施することとする。

また、円滑な実施に向けて、各農業関係機関（県農業協同組合中央会、全国農業協同組合県本部、県農業共済組合等）と情報共有を行い、連携して対応することとする。

(2) 各機関の役割

ア. 県

県は、県内の指定有害動植物の発生状況を把握するため、発生予察に基づき発出された予察情報等を速やかにホームページ等で周知を行うものとする。また、有効な防除技術の確立に向けて、指定有害動植物に係る新たな防除方法を研究し、現地で活用できる技術開発を行うものとする。さらに、国や近隣県、研究機関等から指定有害動植物の防除に係る最新の知見等の情報収集に努めることとする。なお、適宜研修会の開催等を通じて、農業者等の防除技術向上に資する取組の実施に努めることとする。

イ. 地域農業振興協議会（県機関（各振興局）、市町、農業協同組合）

地域農業振興協議会は、病虫害のまん延を防止するために、地域ごとの振興品目の中で特に必要な品目について、指定有害動植物（指定外有害動植物を含む）に対する防除暦を毎年見直すこととする。また、県から得られた情報等に基づき、適宜農業者が参加する部会の会合等において、防除に関する情報提供や指導することとする。

ウ. 各農業関係機関（県農業協同組合中央会、全国農業協同組合県本部、県農業共済組合等）

各関係機関は、病虫害防除の推進を円滑に実施するために、県や地域農業振興協議会が実施する病虫害防除の推進に向けた取組について、周知等において協力することとする。また、県や地域農業振興協議会からの要請があった場合は、連携して指導や取組支援を行うものとする。

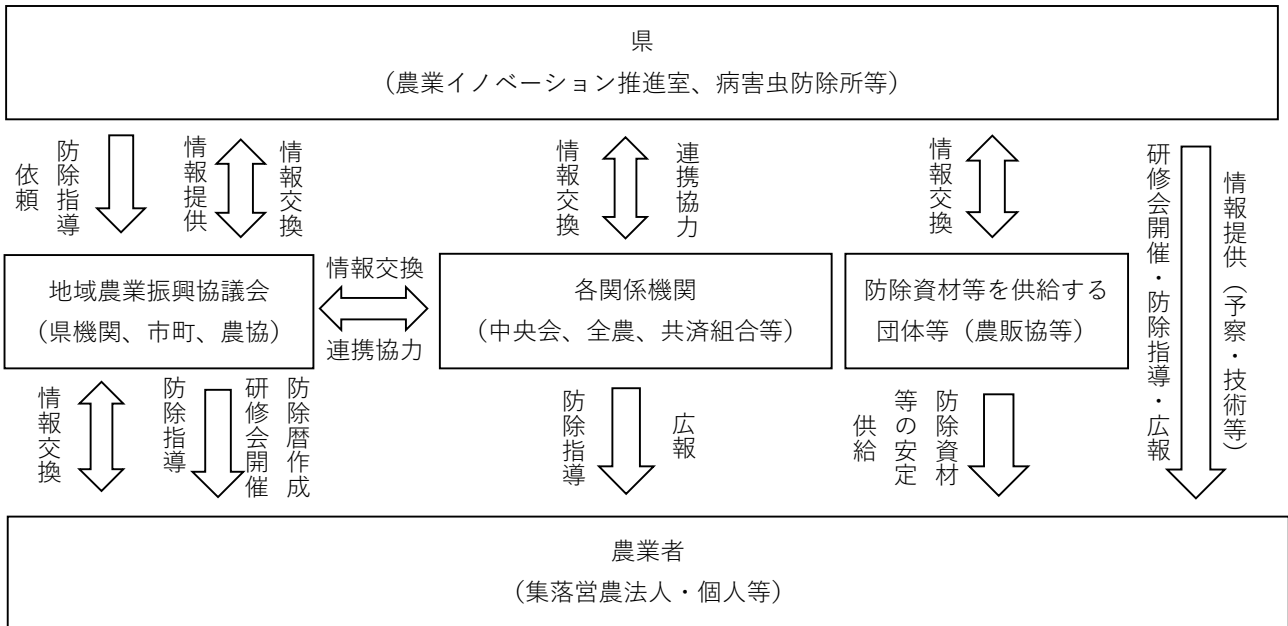
エ. 防除資材等を供給する団体等（県農薬販売協同組合等）

防除資材等を供給する団体等は、防除に必要な農薬や防除資材等を安定供給に努めるとともに、病虫害等に関する知見や防除技術を提供するものとする。

オ. 農業者（集落営農法人、個人農業者等）

農業者は、県や地域農業振興協議会及び各機関より、指定有害動植物の防除の指導を受けた場合は、各圃場や地域からの病虫害のまん延防止に向けて、指導内容に基づく防除対策を実施することとする。また、病虫害防除に関する研修会の開催等が催された場合は、積極的に参加し防除技術の研鑽に努めるものとする。

指定有害動植物の防除に係る実施体制



5. 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止に関し農業者が遵守すべき事項（遵守事項）

法第22条の3第3項の規定に基づき、指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止に関し農業者が遵守すべき事項を定める。

遵守事項について、本県では、指定有害動植物の異常発生時に迅速に防除を実施し、まん延の防止を図るため、「3. 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項」にて記載した指定有害動植物の例のうち、過去に警報が発令された下記3種類の指定有害動植物を対象とし設定する。設定に当たっては、各機関の意見を徴取するよう努めることとする。なお、法第24条の2の規定による指導及び助言（異常発生時における防除を除く）、法第24条の3第1項の規定による勧告を経て、法第24条の3第2項の規定による命令に違反した者は、法第44条に基づき過料に処すことと定められている。

①水稲（いね）の「トビイロウンカ」

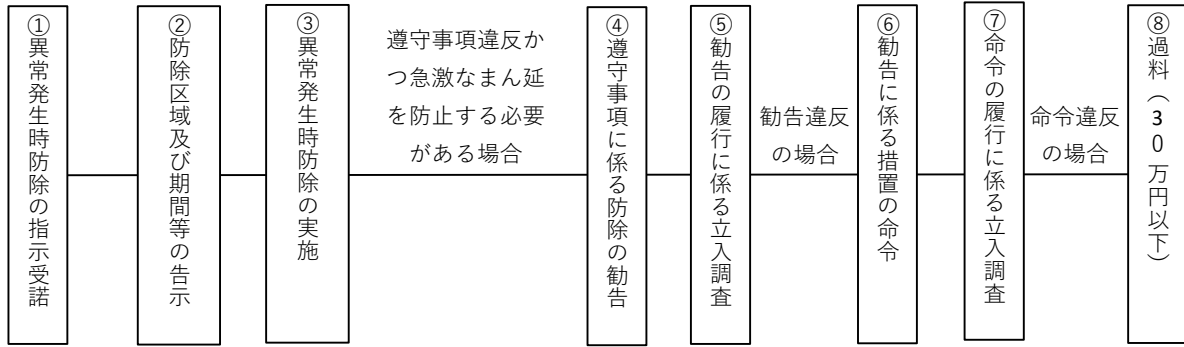
②水稲（いね）の「いもち病菌」

③対象植物を定めないものの「ハスモンヨトウ」

品目	指定有害動植物名	遵守事項に関する基本的な事項（異常発生時における防除）
水稲（いね）	トビイロウンカ	・化学農薬による防除を地域一斉に実施する又は有機農業等の栽培においてはツバメやカエル、クモ類等の天敵がほ場に発生しやすい環境を整備する。
水稲（いね）	いもち病菌	・農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・追肥を行う場合は、過剰にならないよう適正量を施肥する。
対象植物を定めないもの	ハスモンヨトウ	・農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。

※有機JAS認証圃場での薬剤等の利用に際しては、認証機関への確認をすること。

< 遵守事項の履行スキーム（異常発生時における防除の場合） >



- ①国から県へ異常発生時防除の指示を行う。（法第24条第1項）
- ②県が会議を開催し、県機関（各振興局）、市町、農業協同組合から構成された「地域農業振興協議会」や各関係機関（県農業協同組合中央会、全国農業協同組合県本部、県農業共済組合）と協議のうえ、異常発生時防除を行うべき区域及び期間等について定め、速やかに告示する。（法第24条第2項）
- ③総合防除計画に基づき、異常発生時防除を実施する。
- ④遵守事項で定めた異常発生時防除が行われず、指定有害動植物の急激なまん延を防止するために必要があると認める場合、農業者に対して、期限を定めて、改善すべき事項等を記載した文書を交付して、遵守事項に即した防除を行うべきことを警告する。（法第24条の3第1項）
- ⑤警告の履行に関して、指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培及び生育状況等の確認、農薬散布等の作業日誌の確認、当該農業者や周辺ほ場の農業者等への聴き取り等を行うために立入調査を行う。（法第24条の4）
- ⑥警告に従わず、特に必要がある場合は、農業者に対して、期限を定めて、当該警告に係る措置をとるべき旨等を記載した文書を交付して、警告に係る措置をとるべきことを命ずる。（法第24条の3第2項）
- ⑦命令の履行に関して、指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培及び生育状況等の確認、農薬散布等の作業日誌の確認、当該農業者や周辺ほ場の農業者等への聴き取り等を行うために立入調査を行う。（法第24条の4）
- ⑧命令に従わない場合は、当該農業者へ30万円以下の過料に処す。（法第44条）

6. その他必要な事項

(1) 総合防除計画の改訂

「総合防除計画」の改訂に当たっては、「総合防除基本指針」第7の4に基づき、5年を目安に改訂するものとする。なお、5年に満たない場合であっても、農林業技術連絡会議を開催し、改訂の可否を決定するものとする。

(2) 特別栽培及び有機農業栽培者への配慮

国が定めた「みどりの食料システム戦略」の中で2050年までに「耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大」する目標に対して、本県においても同様に有機農業を推進している。地域農業振興協議会及び各農業関係機関は、特別栽培及び有機農業栽培者に対して、「総合防除計画」に基づき、防除指導を実施する際は、特別栽培及び有機農業の認証に抵触しない方法による防除指導を極力提案する等配慮を行うとともに、地域の慣行栽培者に対しても理解が得られるよう努めることとする。